

## 申請枠区分

通常枠

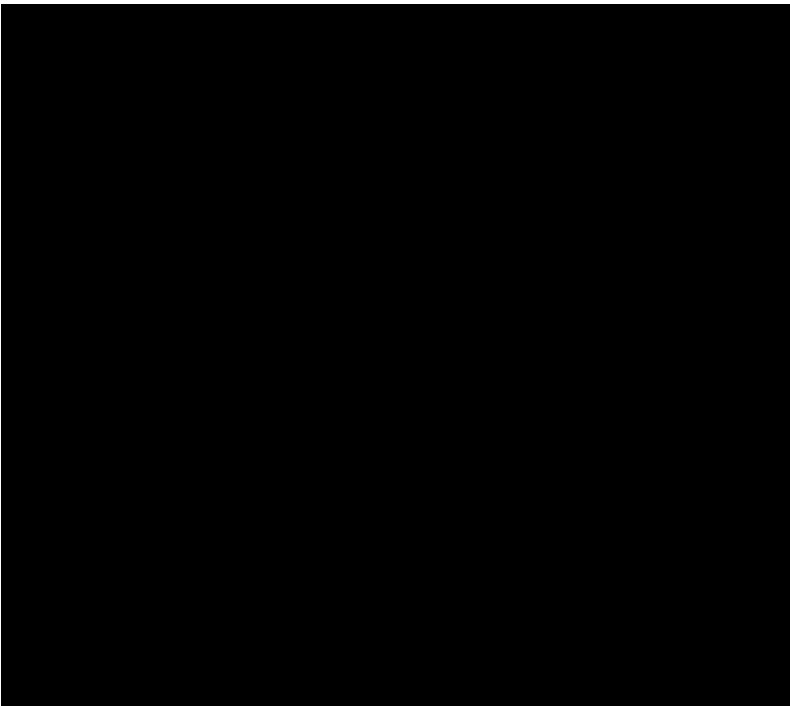
## 申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	2	回

申請書SharePoint



----- 団体情報から転記



## 1. 助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

### ■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1) 申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について (情報公開同意書)

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

公益財団法人長野県みらい基金

団体代表者 役職・氏名

理事長 高橋 潤

分類

法人番号

9100005012303

団体コード

申請団体の住所

長野県長野市南長野幅下692番地2号

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

長野県松本市島立1020番地 松本合同庁舎2階

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際しなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の(1)～(4)の事項等

(1)申請資格要件(欠格事由)について
<input type="text"/>
(2)公正な事業実施について
<input type="text"/>
(3)規程類の後日提出について(※通常枠のみ該当)
<input type="text"/>
(4)情報公開について(情報公開同意書)
<input type="text"/>
(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について
<input type="text"/>

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

---

休眠預金活用事業 事業計画書 【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報

申請団体	資金分配団体				
資金分配団体	事業名(主)	制度の狭間で複合的な脆弱性を抱える人々への予防的支援ネットワーク構築事業			
	事業名(副)	長野県から全国へ発信する「孤独・孤立」予防モデル			
	団体名	公益財団法人 長野県みらい基金	コンソーシアムの有無	なし	
事業の種類1	①草の根活動支援事業				
事業の種類2	①-2地域ブロック				
事業の種類3	東海ブロック (愛知、静岡、岐阜、三重、長野)				
事業の種類4					

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域/分野	
<input type="radio"/>	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
<input type="radio"/>	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
<input type="radio"/>	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
<input type="radio"/>	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
<input type="radio"/>	④ その他
<input type="radio"/>	(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
<input type="radio"/>	④ 働くことが困難な人への支援
<input type="radio"/>	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
<input type="radio"/>	⑥ 女性の経済的自立への支援
<input type="radio"/>	⑦ その他
<input type="radio"/>	(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
<input type="radio"/>	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
<input type="radio"/>	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
その他の解決すべき社会の課題	制度支援に到達できない人々、こぼれ落ちてしまっている人々への支援

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
1.貧困をなくそう	1.4 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。	貧困や障がい起因する課題を有する対象者への支援事業である
3.すべての人に健康と福祉を	3.8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) を達成する。	物質的な保険サービスはもとより、肉体的、精神的な障がいを持つ人々、あるいは持ってしまう可能性のある方々への医療福祉等の総合的支援及び予防事業である

_4.質の高い教育をみんなに	4.a 子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。	行政機関では提供しにくい、支援しにくい境界域の脆弱層への学習、教育支援へ結びつける、あるいは創出していく事業である
_11.住み続けられるまちづくりを	11.7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。	課題を抱えた、課題を抱える可能性のある女性、子供、高齢者及び障害者への民間支援と公共支援をつなげる本事業において、行政スペースへのアクセス確保は重要である。
_16.平和と公正をすべての人に	16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。	声の上げにくい、届きにくい若年層、弱者、障がい者の声が地域コミュニティ全体で受け止めていく地域社会を目指す事業である。

Ⅰ.団体の社会的役割

(1)団体の目的	180/200字
長野県みらい基金の目的は、「長野県」の「みらい」を、寄附という新しい手段で築いていくことです。「資金」、「人材」、「知恵」を生み出し、育み、守ることで、NPO等の公共的活動団体を強くし、社会で役に立つ組織にするための活動を行っています。地域課題解決に取り組む団体を支援し、地域を俯瞰する視点と地域の課題解決を先導する力によって、地域社会へ貢献することが使命です	
(2)団体の概要・活動・業務	198/200字
長野県みらい基金は、長野県が構築した寄附募集制度を運営する法人として2012年に設立。地域課題解決に取り組む団体を支援し、地域のみらいを共に築くことを目指しています。県内450以上の団体が登録し、個人や企業からの寄付を通じて、地域活性化や地域課題の解決を目的とするNPOやボランティア団体の事業活動をサポートし、これらの団体がより良い事業を展開できるよう組織力・事業力の向上支援も行っていきます。	

Ⅱ.事業概要

					国外活動の有無	-	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2026/4/1	(終了)	2029/2/28	対象地域	長野県	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	3年間累計：6団体 親の孤立防止・家庭支援（3団体） 体験アクセス向上（2団体） 地域活性化×子ども支援融合枠（1団体）					(人数)	直接受益者（対象者） 3年間累計：1,800名 子ども若者：1,200名 親。保護者：800名	
最終受益者	地域住民（事業参加者の家族、地域イベント参加者、ネットワーク参加者等） 学校・教育関係者（教員、保育士、学童指導員、その他教育関係者） 福祉・医療関係者（福祉事務所、保健師、児童相談所職員、民生委員等） 企業・行政関係者（自治体職員、企業担当、経済団体、労組等）					(人数)	3年間累計：6,000名以上 地域住民：4,800名 学校・教育関係者：600名 福祉・医療関係者：400名 企業・行政関係者：200名	

事業概要	<p>本事業は、休眠預金2019年、2020年3事業32団体の追跡評価、7年間349件・4.38億円の助成実績データを基盤に、「困難が深刻化してから対応する社会」から「困難を未然に防ぐ社会」への転換を目指す革新的プログラムです。</p> <p>親の孤立、体験機会へのアクセス格差、既存の就労環境へのミスマッチやひきこもりの長期化という「見過ごされてきた困難」に対し、予防・早期介入を重視した3層構造のセーフティネット（①ユニバーサル予防、②早期発見・早期介入、③専門支援との連携）を地域に構築する。</p> <p>3年間で実行団体6団体（親の孤立防止3団体、体験アクセス向上2団体、地域活性化1団体）に集中的な助成と伴走支援を行い、直接受益者1,800名以上（子ども1,200名、親600名）を支援。早期発見360件、医療機関、専門機関連携等による深刻化防止を図り、合わせて社会的コスト削減を実現する（社会的投資収益率）</p> <p>特徴は、①エビデンスに基づく戦略的団体配分（最重点課題への集中投資）②少数団体への深い伴走支援による組織基盤強化③データ駆動型の成果可視化、④資金配分への市民参加、⑤自治体・学校・医療機関等による多機関連携ネットワーク構築です。</p> <p>成功モデルを確立し、県内全域への横展開と全国への波及を目指します。</p> <p>なお、本事業は予防の仕組み構築が加わり実行団体事業内容の高度化が想定され、草の根枠の限度額を越えて申請いたします。</p>
600/600字	

### III.事業の背景・課題

(1)社会課題	996/1000字
<p>2019～20年度休眠預金等活用事業の追跡評価と、当財団の7年間552件の助成実績分析から、長野県では「親の孤立化」「体験アクセス格差」「地域衰退と子どもの貧困」が複合的に深刻化している。中でも「親の孤立化」は2024年以降、企業・市民から支援要請が急増する喫緊の最重点課題である。</p> <p>1. 親の孤立と貧困の構造</p> <p>長野県ひとり親家庭実態調査（H27）では、母子家庭の70.8%が年収250万円未満であり、親の孤立が子どもの貧困、不登校、虐待リスクの根本原因となっている。追跡評価では、「地域で孤立している親子の場へのアクセスの充実、専門職との関係性・コミュニケーション機会の減少」が課題として指摘された。事業者は「親支援なくして子ども支援は完結しない」と振り返り、行政依存ではない地域に根差した非専門職による継続的な伴走支援の必要性が示されている。</p> <p>2. 複合的課題（体験格差・地域衰退）と越境連携の必要性</p> <p>当財団の事業指定プログラム実績データでは、体験活動に関する事業が39件で達成率220%と市民の圧倒的な支持を得る一方、へき地の子どもの体験機会は都市部と比較して著しく少なく、深刻な格差が存在する。体験の欠如は自己肯定感の低下や不登校リスクの増加につながるため、早期の予防的介入が必須である。</p> <p>また、長野県では少子化・人口減少が進行し、追跡評価から過疎地域での親の雇用喪失が子どもの貧困・孤立を深刻化させる実態が判明。ひとり親実態調査でも転居条件のトップが「条件のいい仕事に就けること」（39.2%）であり、地域活性化と子ども支援を一体的に取り組み越境連携の必要性が明らかである。</p> <p>3. 予防型セーフティネット構築の急務</p> <p>問題が深刻化し、公的支援の介入基準に達してから対応するには多大な社会的コストが発生するが、予防段階での早期発見・早期介入は費用対効果が高いことが先行研究で指摘されている。追跡評価でも「課題選定時、事前評価時に対象者へのアプローチを明確に作っておくべきだった」と、アプローチの曖昧さが事業継続の足かせとなったという反省が多く出た。</p> <p>この三つの課題解決には「困難が深刻化してから対応する」従来型のアプローチでは解決できない。本事業は、休眠預金事業の趣旨に則り、追跡評価からの教訓を活かした早期発見・早期介入が可能な「予防型セーフティネット」の構築を急務と捉える。</p>	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	200/200字
<p>長野県・市町村は、児童扶養手当等の経済的支援、自立支援教育訓練給付金（受講費の60%）や高等職業訓練促進給付金（月最大10万円）等の就業支援を実施。長野市では小中学生に3万円分の体験ポイントを配布している。しかし経済的支援・就業支援が中心で、親の孤立防止や早期発見の仕組みが不足。特に相談相手がない親（1.8%）へのアウトリーチ機能が弱く、体験活動支援も長野市中心で中山間地への展開は限定的である。</p>	

(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	188/200字
長野県みらい基金は2016年、子どもの貧困に対して啓発を始め、県内の子ども支援ネットワーク構築を2016年度から開始。冠助成では食事支援75件、学習支援96件等の困難解決型が中心。事業指定では体験アクセス39件（達成率220%）等の可能性開発型が支持された。親の孤立防止は2024年以降急増している。各地域のNPO等の親子支援、体験支援、地域活性への資金集めを継続している。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	168/200字
行政による制度支援は、親の孤立支援、体験アクセス支援、地域衰退等どれも対処療法的であり、重症になって対応が基本である。民間資金も、完成形の見えづらい予防モデルづくりなどの事業には資金が充当できにくい。特に長いスパンで取り組みが必要な地域社会の根源的な課題に予防の視点で取り組むには、休眠預金活用の道が、その波及効果においても的確である。	

#### IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
長野県における親の孤立化、子どもの体験アクセス格差、地域衰退という三層構造の社会課題に対し、予防型セーフティネットモデルが確立・実証され、県内他地域への横展開と全国への波及により、困難が深刻化する前の早期発見・早期介入の仕組みが定着している。親の孤立度が大幅に改善し児童虐待・貧困の深刻化が予防され、すべての子どもが居住地に関わらず文化芸術・自然体験の機会を得て自己肯定感が向上し、過疎地域で雇用創出と子育て支援が統合され若年世帯の定着が進んでいる状態。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
<資金分配団体総合> 6団体が年間600万円×3年間の安定的資金により、専任スタッフ配置と継続的事業実施が可能になり、予防型アプローチの実証に成功している。各団体が組織基盤を強化し、持続可能な運営体制を確立している。それぞれの予防モデルが全国に波及している。		①実行団体の財務安定性（自主財源比率） ②専任スタッフ配置人数 ③事業継続率（3年後の自走可能性） ④年間受益者数（親・子の合計） ⑤地域カバー率 ⑥事業モデルの横展開準備状況（マニュアル作成等）		①各実行団体の状態 ②専各実行団体の状態 ③事業継続の不確実性計測値 ④年間受益者数実値 ⑤活動拠点1箇所 ⑥各実行団体の現状			①自主財源比率がそれぞれ向上 ②専任スタッフの存在 ③事業継続確実・自走化準備完了 ④年間受益者数の増加 ⑤活動拠点の増加 ⑥横展開モデル確立・他地域展開開始
1.<親の孤立防止モデル事業>北信地域 孤立する親世帯に継続的支援を提供し、親同士のつながり形成と育児不安の軽減により、虐待リスク・貧困の深刻化を予防している。専任相談員配置により早期発見体制が確立している。		1-①支援世帯数 1-②親の孤立度（定性） 1-③育児不安度（定性） 1-④相談対応件数（月間） 1-⑤行政・専門機関への繋ぎ件数 1-⑥親同士の交流イベント参加率 1-⑦親の孤立防止モデル形成		1-①該当実行団体の支援世帯初期値 1-②孤立度開始時状態 1-③育児不安度開始時状態 1-④月間相談開始時値 1-⑤専門機関への繋ぎ開始時実績 1-⑥交流参加率開始時 1-⑦親の孤立防止モデル形成なし			1-①支援世帯数の増加数 1-②親の孤立度（定性）向上 1-③育児不安度（定性）向上 1-④相談対応件数（月間）増加数 1-⑤行政・専門機関への繋ぎ増加件数 1-⑥親同士の交流イベント参加増加率 1-⑦親の孤立防止モデル形成の途上

<p>2.&lt;体験アクセス拡充モデル事業&gt;北信地域 県内の子どもに文化芸術・自然体験等多様な体験の機会を提供し、自己肯定感の向上と創造性の育成により、不登校・非行リスクを予防している。中山間地の子どもの体験機会が都市部と同水準に到達している。</p>		<p>2-①年間参加児童数 2-②へき地児童比率 2-③自己肯定感スコア（5段階） 2-④体験プログラム実施回数（月間） 2-⑤保護者満足度 2-⑥継続参加率（2回以上参加） 2-⑦多様な体験へのアクセスモデル形成</p>	<p>2-①該当団体の開始前年間参加児童数 2-②事業開始時へき地児童比率 2-③事業開始時自己肯定感スコア（5段階）なし 2-④体験プログラム実施回数（月間）開始時数 2-⑤保護者満足度（アンケート）なし 2-⑥継続参加率（2回以上参加）なし 2-⑦多様な体験へのアクセスモデル形成なし</p>	<p>"2-①年間参加児童増加数 2-②へき地児童増加比率 2-③自己肯定感スコア（5段階） 2-④体験プログラム実施回数（月間） 2-⑤保護者満足度（定性）2-⑥継続参加率（2回以上参加）増加率 2-⑦多様な体験へのアクセスモデル形成の途上</p>
<p>3.&lt;親の孤立防止・子ども支援複合モデル&gt;（地域活性化×子育て支援団体）中信地域 地域で親の雇用創出と子育て支援、医療連携を統合した事業モデルを確立し、年間転出世帯を大幅に削減。地域に根ざした子育て環境の魅力向上により、若年世帯の定着と新規転入を実現している。</p>		<p>3-①雇用創出数（正規・非正規） 3-②子育て世帯の年間転出数 3-③新規転入世帯数 3-④地域イベント参加者数 3-⑤子育て満足度（5段階） 3-⑥親の孤立防止、子ども支援複合モデル形成</p>	<p>3-①雇用創出数（正規・非正規）なし 3-②子育て世帯の年間転出数（該当地域にデータがあれば初期値） 3-③新規転入世帯数（該当地域にデータがあれば初期値） 3-④地域イベント参加者数なし 3-⑤子育て満足度（5段階）定性（アンケート） 3-⑥親の孤立防止、子ども支援複合モデル形成なし</p>	<p>3-①雇用創出数（正規・非正規）増加指数 3-②子育て世帯の年間転出数（減少数） 3-③新規転入世帯数（増加数） 3-④地域イベント参加者数 3-⑤子育て満足度（5段階） 3-⑥親の孤立防止、子ども支援複合モデル形成の途上</p>
<p>4.&lt;体験アクセス拡充モデル&gt;中信地域 子どもに多様な体験機会を提供し、特に中山間地域の子どもの体験格差を解消。創造性・社会性の育成により、将来の地域リーダー育成の基盤を形成している。</p>		<p>4-①年間参加児童数 4-②山間地域児童比率 4-③社会性スコア（5段階評価）ルーブリック 4-④創造性評価（ヒアリング、アンケート） 4-⑤リポート参加率 4-⑥保護者・教員からの評価（満足度） 4-⑦体験アクセス拡充モデル形成</p>	<p>4-①年間参加児童数（実行団体による） 4-②山間地域児童比率（該当地域数） 4-③社会性スコア（5段階評価）ルーブリック 初期値なし 4-④創造性評価（ヒアリング、アンケート）初期値なし 4-⑤リポート参加率初期値なし 4-⑥保護者・教員からの評価（満足度）初期値なし 4-⑦体験アクセス拡充モデル形成できていない</p>	<p>4-①年間参加児童数（増加） 4-②山間地域児童比率（増加） 4-③社会性スコア（5段階評価）ルーブリック（向上） 4-④創造性評価（ヒアリング、アンケート）（向上） 4-⑤リポート参加率（向上） 4-⑥保護者・教員からの評価（満足度）（向上） 4-⑦体験アクセス拡充モデル形成が始まっている</p>

<p>5.&lt;親の孤立防止モデル&gt;東信地域 孤立する親（特にひとり親家庭）に継続的支援を提供し、孤立率を大幅削減。相談相手がない状態から地域でのつながり形成へ。子どもの不登校・貧困リスクを早期に予防している。</p>		<p>5-①支援世帯数（内ひとり親世帯数） 5-②孤立度改善率（初期値からの改善割合） 5-③児童の学校出席率 5-④生活困窮度（5段階） 5-⑤地域活動参加率 5-⑥支援機関連携数</p>	<p>5-①支援世帯（実行団体による） 5-②孤立度改善率（ゼロ） 5-③児童出席率（データがあれば初期値に） 5-④生活困窮度（なし） 5-⑤地域活動参加0% 5-⑥連携機関（実行団体実数）</p>		<p>5-①支援世帯数（内ひとり親世帯数）増加数 5-②孤立度改善率（初期値からの改善割合）増加率 5-③児童の学校出席率（増加） 5-④生活困窮度（5段階）向上 5-⑤地域活動参加率（増加） 5-⑥支援機関連携数（増加）</p>
<p>6.&lt;体験アクセス拡充モデル&gt;（南信地域） 地域の子どもの多様な体験を提供し、経済的理由で体験機会を得られなかった子どもの創造性・表現力を育成。不登校予防と進路選択の幅を広げることに成功している。</p>		<p>6-①年間参加児童数 6-②経済的困難世帯の比率 6-③表現力スコア（5段階評価） 6-④進路選択肢の認識（質問紙） 6-⑤不登校予防効果（出席率） 6-⑥学校連携数</p>	<p>6-①年間参加児童数0 6-②経済的困難世帯の比率なし 6-③表現力スコア（5段階評価）アンケート 6-④進路選択肢の認識（アンケートかヒアリング） 6-⑤不登校予防効果（出席率）なし 6-⑥学校連携数（実数）</p>		<p>6-①年間参加児童数（増加） 6-②経済的困難世帯の比率（減少） 6-③表現力スコア（5段階評価）向上 6-④進路選択肢の認識（向上） 6-⑤不登校予防効果（出席率）向上 6-⑥学校連携数（増加）</p>

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配E100字	モニタリング	指標	100字	100字	中間評価時の値/状態	
<p>&lt;資金分配団体総合&gt; 6団体がPOによる訪問・伴走支援により、組織運営力・事業企画力・資金調達力を大幅に強化。専門家による財務・法務・広報支援により、持続可能な組織基盤を確立し、全国にモデル提示ができています。環境整備や政策提言によって事業継続力も強化されています。</p>		<p>①PO訪問回数（月間・年間） ②組織運営力（自己評価+PO評価） ③資金調達力（自主財源比率） ④広報力（メディア露出回数） ⑤モデル提示発信数 ⑥実行団体満足度</p>	<p>①PO訪問回数（月間・年間）0 ②組織運営力（自己評価+PO評価）0 ③資金調達力（自主財源比率）現状 ④広報力（メディア露出回数）0 ⑤モデル提示発信数0 ⑥実行団体満足度0</p>		<p>①PO訪問回数（月間・年間）増加 ②組織運営力（自己評価+PO評価）向上 ③資金調達力（自主財源比率）向上 ④広報力（メディア露出回数）増加 ⑤モデル提示発信数 4～6 ⑥実行団体満足度 向上</p>	
<p>1.&lt;親の孤立防止モデル事業&gt;北信地域 POの伴走支援により組織がバランスが強化され地域で信頼される組織になっている。 孤立する親世帯に継続的支援を提供する事業力が生まれ、予防の仕組みを構築できるようになり、早期発見体制が確立でき、他団体との連携により事業の相乗効果が生まれている状態。</p>		<p>1-①伴走支援回数 1-②伴走支援内容（定性） 1-③信頼感向上（定性） 1-④事業力向上（差分） 1-⑤予防ネットワーク構築</p>	<p>1-①伴走支援回数 0 1-②伴走支援内容（定性）記録 1-③信頼感（定性）ヒアリングアンケート（なし） 1-④事業力（差分）なし 1-⑤予防ネットワーク構築（定性）なし</p>		<p>"1-①伴走支援回数（向上） 1-②伴走支援内容（定性）変化 1-③信頼感（定性）向上 1-④事業力（差分）向上 1-⑤予防ネットワーク構築"</p>	

<p>2.&lt;体験アクセス拡充モデル事業&gt;北信地域 POの伴走支援により組織ガバナンスが強化され地域で信頼される組織になっている。 多様な体験の機会を提供でき、不登校・非行予防ネットワーク形成を伴走支援する。</p>		<p>2-①伴走支援回数 2-②伴走支援内容（定性） 2-③信頼感向上（定性） 2-④体験機会提供力向上（差分） 2-⑤不登校・非行予防ネットワーク構築</p>	<p>2-①伴走支援回数 0 2-②伴走支援内容（定性）記録 2-③信頼感向上（定性）ヒアリング アンケート（なし） 2-④体験機会提供力向上（差分）（なし） 2-⑤不登校・非行予防ネットワーク構築（なし）</p>		<p>2-①伴走支援回数 2-②伴走支援内容（定性）変化 2-③信頼感向上（定性）向上 2-④体験機会提供力向上（差分） 2-⑤不登校・非行予防ネットワーク構築途上（できている）</p>
<p>3.&lt;親の孤立防止・子ども支援複合モデル&gt;（地域活性化×子育て支援団体） 中信地域 POの伴走支援により組織ガバナンスが強化され地域で信頼される組織になっている。 医療機関、専門機関接続支援。 雇用創出と子育て支援の統合された事業モデル構築支援。</p>		<p>3-①伴走支援回数 3-②伴走支援内容（定性） 3-③信頼感向上（定性） 3-④地域医療機関、専門機関の連携 3-⑤雇用創出と子育て支援統合事業モデル構築</p>	<p>3-①伴走支援回数 0 3-②伴走支援内容（定性）なし 3-③信頼感向上（定性）なし 3-④地域医療機関、専門機関の連携（現状） 3-⑤雇用創出と子育て支援統合事業モデル構築 なし</p>		<p>3-①伴走支援回数 実数 3-②伴走支援内容（定性）向上 3-③信頼感向上（定性）向上 3-④地域医療機関、専門機関の連携（強固になっている） 3-⑤雇用創出と子育て支援統合事業モデル構築 完成（途上）</p>
<p>4.&lt;体験アクセス拡充モデル&gt;中信地域 POの伴走支援により組織ガバナンスが強化され地域で信頼される組織になっている。 多様な体験機会の提供への環境整備支援。地域リーダー育成支援</p>		<p>4-①伴走支援回数 4-②伴走支援内容（定性） 4-③信頼感向上（定性） 4-④体験提供モデル構築 4-⑤地域リーダーが育成される（人数）</p>	<p>4-①伴走支援回数 0 4-②伴走支援内容（定性）なし 4-③信頼感向上（定性）なし 4-④体験提供モデル構築 なし 4-⑤地域リーダーが育成される0</p>		<p>4-①伴走支援回数 増加 4-②伴走支援内容（定性）向上 4-③信頼感向上（定性）向上 4-④体験提供モデル構築 完了（途上） 4-⑤地域リーダーが育成される（人数）増加</p>
<p>5.&lt;親の孤立防止モデル&gt;東信地域 POの伴走支援により組織ガバナンスが強化され地域で信頼される組織になっている。 継続的支援へのリソース支援。地域ネットワーク形成支援</p> <p>6.&lt;体験アクセス拡充モデル&gt;南信地域 POの伴走支援により組織ガバナンスが強化され地域で信頼される組織になっている。 多様な体験資源情報を提供。不登校予防と進路選択への関係機関、環境整備支援。</p>		<p>5.&lt;親の孤立防止モデル&gt; 5-①伴走支援回数 5-②伴走支援内容（定性） 5-③信頼感向上（定性） 5-④継続的支援へのリソース支援 5-⑤域ネットワーク形成支援</p> <p>6.&lt;体験アクセス拡充モデル&gt; 6-①伴走支援回数 6-②伴走支援内容（定性） 6-③信頼感向上（定性） 6-④体験資源情報支援（数量） 6-⑤環境整備支援（対象）</p>	<p>5.&lt;親の孤立防止モデル&gt; 5-①伴走支援回数 5-②伴走支援内容（定性） 5-③信頼感向上（定性） 5-④継続的支援へのリソース支援 5-⑤域ネットワーク形成支援</p> <p>6.&lt;体験アクセス拡充モデル&gt; 6-①伴走支援回数 6-②伴走支援内容（定性） 6-③信頼感向上（定性） 6-④体験資源情報支援（数量） 6-⑤環境整備支援（対象）</p>		<p>5.&lt;親の孤立防止モデル&gt; 5-①伴走支援回数 5-②伴走支援内容（定性） 5-③信頼感向上（定性）向上 5-④継続的支援へのリソース支援 回数 定量 5-⑤域ネットワーク形成支援 定性</p> <p>6.&lt;体験アクセス拡充モデル&gt; 6-①伴走支援回数 6-②伴走支援内容（定性） 6-③信頼感向上（定性）向上 6-④体験資源情報支援（数量）増加 6-⑤環境整備支援（対象）数 定性</p>

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
<p>&lt;公募関連&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6団体に年間¥6,000,000 × 3年間 = 総額¥18,000,000を交付</li> <li>・審査会開催</li> </ul>	2026/4/1~2026/8/31	59/200字
<p>1.&lt;親の孤立防止モデル事業&gt;北信地域</p> <p>1-1.専任相談員雇用（間継続）- 孤立する親への個別相談対応 - 訪問支援の実施（孤立度の高い家庭への定期訪問） - 相談記録の管理とケース会議の開催</p> <p>1-2.親カフェ・交流会の開催（3年間） - 会場費、飲食費、託児費 - 親同士のつながり形成、育児情報の共有</p> <p>1-3.訪問支援の実施（3年間）： - 孤立度の高い家庭への個別訪問 - 交通費、訪問記録システムの運用 - 緊急対応ケースへの即時訪問</p> <p>1-4.専門家相談の提供（3年間）： - 臨床心理士による心理相談 - 弁護士による法律相談 - 専門家謝金、相談会運営費</p> <p>1-5.広報・アウトリーチ活動（3年間）： - SNS広告運用（Facebook、Instagram、LINE） - チラシ・リーフレット制作・配布 - 潜在層への情報発信、支援が必要な家庭の早期発見</p> <p>1-6.事務局運営その他（3年間）： - 事務所家賃、光熱費、通信費 - 消耗品、備品購入 - 保険料、会計ソフト利用</p>	2026/9/1~2029/2/29	461/200字
<p>2.&lt;体験アクセス拡充モデル事業&gt;</p> <p>2-1.コーディネーターの雇用（3年間継続） - 体験プログラムの企画・運営 - 地域アーティスト・NPOとの調整 - 参加者募集と受付管理</p> <p>2-2.体験プログラムの実施（3年間）： - 実施頻度： - 講師謝金（アーティスト、音楽家、演劇指導者等） - 材料費（画材、楽器、衣装等） - 会場費</p> <p>2-3.へき地への移動支援（3年間）： - 送迎支援：チャーター費、ガソリン代 - 運転手謝金、保険料</p> <p>2-4.体験プログラムの接続、開発（3年間）： - 新規プログラム開発費 - 地域アーティスト・NPOとの協働企画 - プログラム評価と改善</p> <p>2-5.参加費助成制度（3年間）： - 経済的困難世帯の参加費全額助成 クラファン</p> <p>2-6.事務局費（3年間）： - 事務所家賃、通信費 - 消耗品、保険料 - 広報費</p>	2026/9/1~2029/2/29	394/200字
<p>3.&lt;親の孤立防止、子ども支援複合モデル&gt;地域活性化×子育て支援団体&gt;</p> <p>3-1.地域コーディネーターの雇用（3年間継続）： - 親の就労支援、雇用マッチング - 子育て支援拠点の運営 - 地域イベントの企画・運営</p> <p>3-2.親の就労支援プログラム（3年間）： - 職業訓練プログラム - 起業支援セミナー - 講師謝金、教材費、会場費</p> <p>3-3.子育て支援拠点の運営（3年間）： - 保育サポートスタッフ人件費 - 施設家賃、光熱費 - 遊具・教材等の整備</p> <p>3-4.地域イベントの開催（3年間）： - 子育て世帯向けイベント - 会場費、広報費、運営費</p> <p>3-5.移住・定住促進活動（3年間）： - 移住情報発信（ウェブサイト、SNS） - 移住体験ツアー（ - バンフレット制作、広告費</p> <p>3-6.事務局費・その他経費（3年間）： - 通信費、消耗品 - 保険料、会計ソフト</p>	2026/9/1~2029/2/29	401/200字
<p>4.&lt;体験アクセス拡充モデル&gt;</p> <p>多様な体験プログラムを通じた子どもの社会性・創造性育成。山間地域での出張プログラム実施により体験格差を解消。</p> <p>活動内容は想定実行団体2.と同様にしている</p> <p>4-1.コーディネーターの雇用（3年間継続） - 体験プログラムの企画・運営 - 地域アーティスト・NPOとの調整 - 参加者募集と受付管理</p> <p>4-2.体験プログラムの実施（3年間）： - 実施頻度： - 講師謝金（アーティスト、音楽家、演劇指導者等） - 材料費（画材、楽器、衣装等） - 会場費</p> <p>4-3.へき地への移動支援（3年間）： - 送迎支援：チャーター費、ガソリン代 - 運転手謝金、保険料</p> <p>4-4.体験プログラムの接続、開発（3年間）： - 新規プログラム開発費 - 地域アーティスト・NPOとの協働企画 - プログラム評価と改善</p> <p>4-5.参加費助成制度（3年間）： - 経済的困難世帯の参加費全額助成 クラファン</p> <p>4-6.事務局費（3年間）： - 事務所家賃、通信費 - 消耗品、保険料 - 広報費</p>	2026/9/1~2029/2/29	469/200字

<p>5.&lt;親の孤立防止モデル&gt; ひとり親家庭に特化した支援プログラム。生活相談・就労支援・子ども学習支援の統合的提供。 活動内容は想定実行団体1と同様としている</p> <p>5-1.専任相談員雇用（間継続）- 孤立する親への個別相談対応 - 訪問支援の実施（孤立度の高い家庭への定期訪問） - 相談記録の管理とケース会議の開催</p> <p>5-2.親カフェ・交流会の開催（3年間） - 会場費、飲食費、託児費 - 親同士のつながり形成、育児情報の共有</p> <p>5-3.訪問支援の実施（3年間）： - 孤立度の高い家庭への個別訪問 - 交通費、訪問記録システムの運用 - 緊急対応ケースへの即時訪問</p> <p>5-4.専門家相談の提供（3年間）： - 臨床心理士による心理相談 - 弁護士による法律相談 - 専門家謝金、相談会運営費</p> <p>5-5.広報・アウトリーチ活動（3年間）： - SNS広告運用（Facebook、Instagram、LINE） - チラシ・リーフレット制作・配布 - 潜在層への情報発信、支援が必要な家庭の早期発見</p> <p>5-6.事務局運営その他（3年間）： - 事務所家賃、光熱費、通信費 - 消耗品、備品購入 - 保険料、会計ソフト利用</p>	2026/9/1~2029/2/29	521/200字
<p>6.&lt;体験アクセス拡充モデル&gt; 体験ワークショップと学校アウトリーチプログラム。不登校児向け特別プログラムの実施。 活動内容は想定実行団体2と同様としている</p> <p>6-1.コーディネーターの雇用（3年間継続） - 体験プログラムの企画・運営 - 地域アーティスト・NPOとの調整 - 参加者募集と受付管理</p> <p>6-2.体験プログラムの実施（3年間）： - 実施頻度： - 講師謝金（アーティスト、音楽家、演劇指導者等） - 材料費（画材、楽器、衣装等） - 会場費</p> <p>6-3.中山間地の移動支援（3年間）： - 送迎支援：チャーター費、ガソリン代 - 運転手謝金、保険料</p> <p>6-4.体験プログラムの接続、開発（3年間）： - 新規プログラム開発費 - 地域アーティスト・NPOとの協働企画 - プログラム評価と改善</p> <p>6-5.参加費助成制度（3年間）： - 経済的困難世帯の参加費全額助成 クラファン</p> <p>6-6.事務局費（3年間）： - 事務所家賃、通信費 - 消耗品、保険料 - 広報費</p>	2026/9/1~2029/2/29	456/200字
(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援		
<p>&lt;公募&gt; ・要領整備 ホームページ作成 説明会準備 ・審査会開催</p>	2026/4/1~2026/8/31	34/200字
<p>・資金管理体制の構築：四半期ごとの資金執行状況モニタリング（計12回/団体） ・会計処理サポート：各団体への会計処理指導と報告書作成支援</p>	2026/9/1~2029/2/29	69/200字
<p>・追加資金支援：緊急対応・事業拡大に応じた予備費からの柔軟な追加支援 ・自主財源確保支援：企業協賛獲得、寄付募集、クラウドファンディングの伴走支援 ・財務改善コンサルティング：公認会計士による財務体質強化支援（年8回 × 3年 = 計24回）</p>	2026/9/1~2029/2/29	121/200字
<p>&lt;POによる訪問・伴走支援&gt; ・訪問頻度：各団体に月2回以上 ・個別支援内容：事業計画の策定・見直し支援、組織運営の相談対応、課題解決のサポート、PDCAサイクル確立支援 ・記録・報告：訪問記録の作成、四半期報告書の作成</p>	2026/9/1~2029/2/29	110/200字

<p>&lt; 専門家派遣・相談（基盤強化） &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務専門家（公認会計士）：財務諸表作成支援、経営分析、資金繰り改善</li> <li>・法務専門家（弁護士）：契約書チェック、法的リスク管理、規約整備</li> <li>・広報専門家（PRコンサルタント）：メディア戦略、プレスリリース作成、SNS運用</li> <li>・人事専門家（社会保険労務士）：雇用管理、就業規則整備、労務相談</li> </ul>	2026/9/1~2029/2/29	158/200字
<p>&lt; 専門家派遣・相談（事業推進、成果向上） &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業専門家（公認会計士）：財務諸表作成支援、経営分析、資金繰り改善</li> <li>・対象事業関係所管庁</li> </ul>	2026/9/1~2029/2/29	69/200字
<p>&lt; 経理・総務 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実行団体向け経理総務研修 精算の手引、システム研修等、休眠預金の精算業務、ルール等（実行団体経営層＋経理担当向け＋担当PO）</li> </ul>	2026/9/1~2029/2/29	72/200字
<p>&lt; 実行団体合同研修の開催 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催頻度：年2回</li> <li>・1年目テーマ：①組織運営の基礎、②資金調達戦略、③広報・情報発信、④評価手法の習得</li> <li>・2年目テーマ：①組織基盤の強化、②自走化に向けた戦略、③ネットワーク構築、④成果の可視化</li> <li>・3年目テーマ：①自走化の実践、②横展開戦略、③持続可能な経営、④事業承継・発展</li> <li>・効果：学び合いの促進、団体間ネットワーク形成、成功事例の共有</li> </ul>	2026/9/1~2029/2/29	185/200字
<p>&lt; 評価・モニタリング支援 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施頻度：四半期ごと</li> <li>・モニタリング内容：活動実績の確認、アウトカム指標の測定、課題の抽出と改善提案</li> <li>・データ収集支援：受益者データ、アンケート調査、効果測定の実施サポート</li> <li>・ロジックモデル見直し：事業展開に応じた柔軟な見直し支援</li> <li>・中間評価：事業折り返し時に包括的な中間評価を実施</li> <li>・事後評価：3年目終了時に最終評価を実施</li> </ul>	2026/9/1~2029/2/29	177/200字
<p>&lt; 広報・発信支援 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報戦略支援</li> <li>・広報物作成支援（随時）コンテンツ制作支援</li> <li>・成果の可視化：活動報告書の制作支援</li> <li>・ウェブサイト支援：情報発信力強化のためのウェブサイト改善支援</li> <li>・事例集（白書）作成：3年間の成果をまとめた事例集の制作（3年目終了時）</li> </ul>	2026/9/1~2029/2/29	127/200字
<p>&lt; ネットワーク形成支援 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マッチング支援：行政・企業・他NPOとの連携機会創出</li> <li>・行政連携：市町村・県との情報交換</li> <li>・企業連携：企業CSR担当者との情報交換</li> <li>・先進事例視察：県外先進団体（休眠事業）への視察機会の提供</li> </ul>	2026/9/1~2029/2/29	110/200字

<p>&lt;資金調達支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•企業協賛支援：協賛提案書の作成支援、企業とのマッチング</li> <li>•ファンドレイジング支援：寄付募集戦略の立案、寄付者管理システムの導入支援 クラウドファンディング支援：プロジェクト企画、ページ制作、プロモーション支援</li> <li>•助成金情報提供：他の助成金情報の提供と申請書作成支援</li> <li>•自走化戦略：2年目から自走化に向けた収益モデルの検討支援</li> </ul>	2026/9/1~2029/2/29	172/200字
<p>1.&lt;親の孤立防止モデル事業&gt;北信地域</p> <p>1-1.専任相談員への個別相談への支援、訪問支援、相談記録の管理とケース会議の開催方法の調査、分析、接続支援</p> <p>1-2.親カフェ・交流会の開催支援</p> <p>1-3.訪問支援への支援、関係機関接続、全国のノウハウ収集</p> <p>1-4.専門家相談支援、臨床心理士、弁護士</p> <p>1-5.広報支援- 潜在層への情報発信支援 ・アウトリーチ、支援が必要な家庭の早期発見支援</p> <p>1-6.事務局運営支援</p>	2026/9/1~2029/2/29	203/200字
<p>2.&lt;体験アクセス拡充モデル事業&gt;北信地域</p> <p>2-1.コーディネーターへの支援- 体験プログラムの企画・運営支援 - 地域アーティスト・NPO紹介 - 参加者募集と受付管理支援</p> <p>2-2.体験プログラム開発支援 - 先進事例視察 - 新規プログラム開発ワークショップ- プログラム評価手法の習得支援</p> <p>2-3.移動手段の調査支援</p> <p>2-4.体験プログラム支援：対象者、地域へのプログラムの調査、マッチング支援</p> <p>2-5.評価・モニタリング -プログラム評価- 参加児童の自己肯定感測定支援 - 保護者満足度調査の実施支援 - データ分析と改善提案</p> <p>2-6.ネットワーク形成 - 合同研修参加 - 他地域の体験プログラム団体との交流 - 学校・教育委員会との連携構築 - 地域アーティストネットワークの拡大</p> <p>2-5.広報・発信支援 - メディア支援</p> <p>2-6.事務局運営支援</p>	2026/9/1~2029/2/29	409/200字
<p>3.&lt;親の孤立防止、子ども支援複合モデル&gt;地域活性化×子育て支援団体 中信地域</p> <p>3-1.地域コーディネーターへの支援：- 親の就労支援、雇用マッチング支援 - 子育て支援拠点の運営支援 - 地域イベントの企画・運営支援</p> <p>3-2.雇用創出支援 - 雇用マッチングシステムの構築支援 - 企業開拓の伴走支援 - 起業支援プログラムの質的向上</p> <p>3-3.治体連携支援 - 市町村との定期的な連携会議の開催支援 - 地域おこし協力隊との連携構築 - 地域振興施策への組み込み支援</p> <p>3-4.評価・モニタリング - 四半期ごとのモニタリング - 雇用創出数の測定 - 転出入世帯数の追跡 - 地域経済波及効果の算定支援</p> <p>3-5.ネットワーク形成 -合同研修参加 - 地域活性化事例の共有 - 移住定住支援団体とのネットワーク構築☑</p> <p>3-6.移住・定住促進活動における情報発信支援、移住体験ツアー運営支援</p> <p>3-7.事務局運営支援☑</p> <p>3-8.事業継承、人材育成支援（属人的なノウハウを組織の財産にしていく）</p>	2026/9/1~2029/2/29	475/200字

<p>4.&lt;体験アクセス拡充モデル&gt; 中信地域</p> <p>多様な体験プログラムを通じた子どもの社会性・創造性育成。山間地域での出張プログラム実施により体験格差を解消。</p> <p>1.コーディネーターへの支援-体験プログラムの企画・運営支援 -地域アーティスト・NPO紹介 -参加者募集と受付管理支援</p> <p>2.地域資源の調査支援、体験プログラム開発支援 -先進事例視察 -新規プログラム開発ワークショップ-プログラム評価手法の習得支援</p> <p>3.移動手段の調査支援</p> <p>4.体験プログラム支援：対象者、地域へのプログラムの調査、マッチング支援</p> <p>5.評価・モニタリング -プログラム評価-参加児童の自己肯定感測定支援 -保護者満足度調査の実施支援 -データ分析と改善提案</p> <p>6.ネットワーク形成 -合同研修参加 -他地域の体験プログラム団体との交流 -学校・教育委員会との連携構築 -地域アーティストネットワークの拡大</p> <p>5.広報・発信支援 -メディア支援</p> <p>6.事務局運営支援</p>	2026/9/1~2029/2/29	456/200字
<p>5.&lt;親の孤立防止モデル&gt; 東信地域</p> <p>ひとり親家庭に特化した支援プログラム。生活相談・就労支援・子ども学習支援の統合的提供。</p> <p>1.里親等養護支援/ウハウの活用提言</p> <p>2.専任相談員への個別相談への支援、訪問支援、相談記録の管理とケース会議の開催方法のレクチャ</p> <p>3.親カフェ・交流会の開催支援</p> <p>4.訪問支援への支援、交通費、訪問記録システムの運用支援 緊急対応時支援</p> <p>5.専門家相談支援、臨床心理士、弁護士</p> <p>6.広報支援-潜在層への情報発信支援 ・アウトリーチ、支援が必要な家庭の早期発見支援</p> <p>7.事務局運営支援</p>	2026/9/1~2029/2/29	259/200字
<p>6.&lt;体験アクセス拡充モデル&gt; 南信地域</p> <p>体験ワークショップと学校アウトリーチプログラム。不登校児向け特別プログラムの実施。</p> <p>1.コーディネーターへの支援-体験プログラムの企画・運営支援 -地域アーティスト・NPO紹介 -参加者募集と受付管理支援</p> <p>2.体験プログラム開発支援 -先進事例視察 -新規プログラム開発ワークショップ-プログラム評価手法の習得支援</p> <p>3.移動手段の調査支援</p> <p>4.県内（地域外）の留学的支援、体験プログラム支援：対象者、地域へのプログラムの調査、マッチング支援</p> <p>5.評価・モニタリング -プログラム評価-参加児童の自己肯定感測定支援 -保護者満足度調査の実施支援 -データ分析と改善提案</p> <p>6.ネットワーク形成 -合同研修参加 -他地域の体験プログラム団体との交流 -学校・教育委員会との連携構築 -地域アーティストネットワークの拡大</p> <p>5.広報・発信支援 -メディア支援</p> <p>6.事務局運営支援</p>	2026/9/1~2029/2/29	447/200字
<p>&lt;全国への情報発信、波及へ&gt;</p> <p>・全モデル事業の事後評価を元としたインパクトレポート（告知宣伝版）を作成し報告会を行う。必要であれば報告会を県外でも行う。</p> <p>・上記のデータをWebで公開していく。</p>	2029/3/1~2029/6/30	96/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	<p>長野県みらい基金がこれまで休眠預金事業を始め県内の事業において連携してきた、県の該当部局、出先機関、教育機関、市町村等行政、県社協、共同募金会、経営者協会、労働者福祉協議会、JA等へ広報し、幅広い層、多様なステークホルダーを巻き込んでいく。Webメディア、映像コンテンツ、SNSの活用はもとより、みらい基金登録450団体への働きかけ、説明会を行い連携を呼びかける。</p>	182/200字
連携・対話戦略	<p>予防介入の壁となる、自己責任論に起因する当事者のSOS困難を打破するため、「当事者の周りで何が起きているか」を共に考え、学ぶ対話プロセスを最重要戦略とする。実行団体の知見を起点に、行政・地元企業を巻き込んだ「多セクター対話会」を中立的に設計・運営し、複雑な課題の構造的な理解を促進。この対話を通じ、予防的介入の価値を社会に浸透させる。</p>	168/200字

VI.出口戦略・持続可能性について **助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。**

資金分配団体	<p>本事業は、公的支援の狭間で苦しむ親や子ども、多様な脆弱性を抱える人々に対する予防的セーフティネットを構築する。当財団は、助成期間終了後も活動が継続する仕組みを構築するため、以下の戦略を実行しその機能維持を継続する。</p> <p>地域社会変革に向けた政策連携の深化: 県の関係部署（健康福祉部、子ども局、各地域振興局等）、市町村、社協等のネットワーク構築を事業開始時より推進する。これまでの関係をさらに深化させ、実行団体とともに得た現場の知見データを基に、多セクター対話会議を運営。行政に対し、予防的介入の仕組み化を連携、提言を継続する。</p> <p>資源循環モデルの確立: 地域の地元企業、学术界等との越境連携を主導し、実行団体の事業を地域経済・労働課題への投資として再構成する。民間資金の誘引戦略を具体的に策定・実行することで、休眠預金等に係る資金に頼らない、多様な民間資金が継続的に投入される資源循環モデルを確立する。</p>	400/400字
実行団体	<p>助成期間終了後の活動継続に向け、実行団体は「組織知の確立」と「経済的自立」の2つの柱で持続力を獲得する。</p> <p>活動領域の拡充と組織知の確立: 実行団体は当財団の学びと改善のサイクルの伴走支援を通じ、属人的であった支援ノウハウを組織知へと昇華させる。これにより、人材の入れ替わりがあっても質の高い予防的介入を継続できる強固な組織基盤を確立する。また、活動分野を越えて全国の専門分野の組織と連携し、支援の質を持続的に高める。</p> <p>経済的な自立と越境連携の維持: 県内それぞれの地域で活動分野を越えて多様なステークホルダーと連携し、予防の仕組みを構築していく。特に、地域企業との恒常的な連携スキームを確立し、休眠預金非依存の収益源と柔軟な働き方の受け皿を確保することで、事業の外部資金獲得比率を向上させる。この多角的な連携が、地域予防モデルの継続的なチカラとなる。</p>	375/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	775/800字
<p>●休眠預金事業：2019年度より各分野を多様なステークホルダーとの連携で実施</p> <p>●寄付募集サイト「長野県みらいベース」による助成事業</p> <p>7年間552件・総額4.38億円</p> <p>冠助成392件：食事支援75件、学習支援96件</p> <p>事業指定160件：文化芸術39件（達成率220％）自然体験 障がい者支援等</p> <p>災害時には緊急寄付募集、2019年台風19号千曲川氾濫災害基金、2024年能登半島地震支援基金、コロナに負けない信州応援基金を行う。</p> <p>●見えてきた成果として</p> <p>2019年：見えていなかった課題</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・児童養護施設、動物介護など限定的</li><li>↓ パンデミック</li></ul> <p>2020年：一気に顕在化</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・孤立する子ども（応募2倍増- 食事が不安定な家庭（こども食堂14倍増）- 学習が遅れている子ども-親の失業による貧困</li><li>↓ 社会的認識の深化</li></ul> <p>2022-2023年：</p> <p>多面的な課題として認識される</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・親自身の孤立化-発達支援の多様性- 不登校の複雑性-文化体験の地域格差- 親子世帯の複合的困難</li><li>↓ さらなる深化</li></ul> <p>2024-2025年：</p> <p>新しい課題が浮上</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・外出困難な若者へのアウトリーチ- 就労困難な発達障害者の新領域での就職- 文化・芸術が「教育の手段」として認識される-災害への「予防的対応」が常設化</li></ul> <p>企業（冠助成）vs市民（事業指定）の価値観の違い</p> <p>企業が支持している課題：</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 食事支援（貧困対策）</li><li>2. 学習支援（学習格差対応）</li><li>3. 孤立防止（セーフティネット）</li></ol> <p>市民が支持している課題：</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 特色ある学び（個性開発）</li><li>2. 文化・芸術（感性育成）</li><li>3. 親子交流（孤立防止）</li><li>4. フリースクール（不登校対応）</li></ol> <p>= 「困難解決」と「可能性開発」の二重性が明確に</p>	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	439/800字
<ul style="list-style-type: none"><li>・県内子育て家庭の実態調査深堀り勉強会、県内7箇所で開催。</li><li>・2021年県内4箇所地域課題を深堀りするリビングラボを開催</li><li>・県内子育て支援団体の調査（長野県委託事業）</li><li>・県内10地域の子ども支援ネットワークと連携 200の子ども食堂支援</li><li>・2012年より助成団体への基盤強化事業を行う。子ども第三の居場所6箇所の伴走支援</li><li>・2016年より佐久、諏訪地域で子ども支援連携構築事業（子ども応援プラットフォーム）（長野県委託事業）</li><li>・2017年より北アルプス、松本、伊那、飯田、木曾5地域で子ども応援プラットフォーム構築事業（長野県委託事業）</li><li>・2019年より休眠預金資金分配団体として、86事業（団体）の伴走支援（実施中も含む）</li><li>・休眠預金2019年度草の根枠、2020年度緊急枠、草の根枠全32事業の追跡評価</li><li>・2019年より2025年までの寄付プログラム（冠助成392件＋事業指定160件＝計552件）の分析による地域のニーズ調査</li><li>・2912年設立時より長野県との連携、協働関係</li></ul>	

VIII. 実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	6	
(2)実行団体のイメージ	人口構成、課題構成を配慮し県内4地域にて実施予定。長野市のある北信地域2事業。松本市のある中信地域2事業。上田市佐久市のある東信地域と伊那市、飯田市のある南信地域にそれぞれ1事業を想定。中信地域は地理的、交通的な観点で諏訪地域を含める。 地域で活動実績があり、休眠預金等規模感のある助成金受託経験があり、基盤的にも信頼のある、他分野の活動領域と連携できる（関係性のある）団体を募集していく。	195/200字
(3)1実行団体当り助成金額	1団体年間600万 3年間で1800万円（上限）	24/200字
(4)案件発掘の工夫	2019年、2020年度休眠預金事業追跡評価で獲得した県内各地域各分野の活動団体の実態、強さ、弱さ、可能性などから個別相談を行う。 県内の対象分野である程度の規模の事業を遂行している団体、これまでの大きな資金で事業を実施した経験のある団体、みらい基金登録450団体への告知、説明会の開催。また、多セクター対話会議の開催を見据え、連携候補である経済界、学术界、労働界等へも戦略的な告知を行う。	195/200字

IX. 事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施体制・・・内部5名、外部4名</li> <li>・マネジメント体制・・・理事長（事業統括）1名</li> <li>・経理体制・・・経理主担1名、補佐1名</li> <li>・PO体制・・・PO主担（公募、実行団体の伴走支援、評価、精算）1名、PO副担（実行団体の伴走支援）1名、</li> <li>・伴走支援チーム（外部専門家契約）3名 児童発達心理学等専門家 医療支援アドバイザー 法律支援アドバイザー （必要によって他分野も充当）</li> <li>・評価体制・・・〇〇氏</li> </ul> <p>※経理は、2019年度より休眠預金事業経験者 ※POは、財団職員2名と新規採用者1名を想定</p>				251/300字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定 ※資金分配団体用	人数	内訳	他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載	
	4名	新規採用人数 (予定も含む)	1名	予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)	OJTとして助成財団業務、他休眠預金事業等の従事を想定
		既存PO人数	3名	予定あり(詳細は右記のとおり)	財団寄付募集伴走支援業務 1名は休眠預金活動支援団体業務 1名は財団業務全体を統括
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	2019年度より休眠預金事業を遂行している。				22/200字
(4)コンソーシアム利用有無	なし				

申請団体/事業種別	資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間	2026/04/01 ~ 2029/03/31	
資金分配団体	事業名	制度の狭間で複合的な脆弱性を抱える人々への予防的支援 ネットワーク構築事業
	団体名	公益財団法人長野県みらい基金

	助成金
事業費	127,057,223
実行団体への助成	108,000,000
管理的経費	19,057,223
プログラムオフィサー関連経費	23,796,000
評価関連経費	11,706,000
資金分配団体用	6,306,000
実行団体用	5,400,000
合計	162,559,223

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	0	42,725,357	42,246,933	42,084,933	127,057,223
実行団体への助成		36,000,000	36,000,000	36,000,000	108,000,000
-					
管理的経費	0	6,725,357	6,246,933	6,084,933	19,057,223

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	0	7,932,000	7,932,000	7,932,000	23,796,000
プログラム・オフィサー人件費等	0	4,980,000	4,980,000	4,980,000	14,940,000
その他経費	0	2,952,000	2,952,000	2,952,000	8,856,000

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	0	3,902,000	3,902,000	3,902,000	11,706,000
資金分配団体用	0	2,102,000	2,102,000	2,102,000	6,306,000
実行団体用		1,800,000	1,800,000	1,800,000	5,400,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	0	54,559,357	54,080,933	53,918,933	162,559,223



団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	公益財団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	公益財団法人長野県みらい基金		
郵便番号	380-8570		
都道府県	長野県		
市区町村	長野市		
番地等	大字南長野字幅下692番地2号 長野県庁1階		
電話番号	026-217-2220		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	<a href="https://www.mirai-kikin.or.jp">https://www.mirai-kikin.or.jp</a>	
	その他のWEBサイト (SNS等)	<a href="https://www.facebook.com/nagano.mirai.kikin">https://www.facebook.com/nagano.mirai.kikin</a>	
設立年月日	2018/10/03		
法人格取得年月日	2018/10/03		

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	タカハシ ジュン
	氏名	高橋 潤
	役職	理事長
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	12
理事・取締役数 [人]	5
評議員 [人]	6
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	9
常勤職員・従業員数 [人]	5
有給 [人]	4
無給 [人]	1
非常勤職員・従業員数 [人]	4
有給 [人]	4
無給 [人]	
事務局体制の備考	

## (5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

## (6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

## (7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

## (8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

## (9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

## (10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	129
申請前年度の助成総額 [円]	284,228,061
助成した事業の実績内容	NPO等公共的活動団体のプロジェクト支援・寄付者の名を冠した基金を設立して地域を応援

## (11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	休眠預金活用による助成事業・日本財団こども第三の居場所事業

## (12) 休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

番号	対象		申請	左記で実行団体・支援対象団体として申請中・申請予定又は採択された場合	
	年度	事業	種別・状況	申請中・申請予定又は採択された資金分配団体又は活動支援団体名	申請中・申請予定又は採択された事業名
1	2019年度	通常枠	資金分配団体に採択		
2	2020年度	コロナ等対応支援枠	資金分配団体に採択		
3	2020年度	通常枠	資金分配団体に採択		
4	2021年度	通常枠	資金分配団体に採択		
5	2022年度	通常枠	資金分配団体に採択		
6	2022年度	コロナ等対応支援枠	資金分配団体に採択		
7	2023年度	通常枠	資金分配団体に採択		
8	2023年度	通常枠	実行団体に採択	認定特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ	居場所づくりが地域づくり
9	2023年度	コロナ等対応支援枠	資金分配団体に採択		
10	2024年度	通常枠	資金分配団体に採択		
11	2024年度	活動支援枠	支援対象団体に採択		
12	2025年度	通常枠	資金分配団体に申請(予定)		
13	2025年度	通常枠	資金分配団体に申請(予定)		
13					

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	制度の狭間で複合的な脆弱性を抱える人々への予防的支援ネットワーク構築事業
団体名:	公益財団法人長野県みらい基金
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。  
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)  
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html  
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。  
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。  
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	記入完了	記入完了

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
<b>● 社員総会・評議員会の運営に関する規程</b>				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	評議員会運営規則 定款	第3条 第18条
(2)招集権者		公募申請時に提出	評議員会運営規則 定款	第3条 第19条
(3)招集理由		公募申請時に提出	評議員会運営規則 定款	第3条 第19条
(4)招集手続		公募申請時に提出	評議員会運営規則 定款	第4～6条 第20条
(5)決議事項		公募申請時に提出	評議員会運営規則 定款	第10条 第17条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	評議員会運営規則 定款	第11条 第22条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	評議員会運営規則 定款	第16条 第24条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としません。		公募申請時に提出	評議員会運営規則 定款	第11条第3項 第22条第2項
<b>● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。</b>				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第27条第4項
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第27条第5項
<b>● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。</b>				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	定款	第27条第4項
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第27条第5項
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第27条第4項
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第27条第5項
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第27条第4項
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第27条第5項
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第27条第4項
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第27条第5項
<b>● 理事の職務権限に関する規程</b>				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担当が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限規程	第4～9条、別表
<b>● 監事の監査に関する規程</b>				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	監事監査規程	第3～6条、第8～9条
<b>● 役員及び評議員の報酬等に関する規程</b>				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程	第3条、別表
(2)報酬の支払い方法	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程	第5条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第1条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第3条、第11条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	第9条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 ・理事会規則 ・役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	倫理規程 理事会運営規則	第6条 第17条
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第5～6条
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第3条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第8条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第13条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	第4条
(2) 通報者等への不利処分禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	第12条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2条
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局規程	第4条
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第7～9条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規程	第3条、第6～10条、第13条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規程	第11～12条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第6条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第7条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第8条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	第9条 別表1
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第13条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第14条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第18条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第19～29条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第3条、第9条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	金銭出納規程	第4条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第8条、第10条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	金銭出納規程	第3条、第5～10条
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第15～20条
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規程	第39～48条

# 公益財団法人長野県みらい基金定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人長野県みらい基金と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長野県長野市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、社会の課題解決や地域の活性化などの公益活動を支援したい人々と、公益活動を推進する団体等の双方の想いを具現し、資源の仲介を行い、社会を構成するすべての主体が公益を支える仕組みを構築することにより、持続可能で豊かな地域社会の創造と発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 公益の増進に資する事業に対する支援に必要な資金等の資源を募り、確保する事業
- (2) 公益の増進に資する事業に対する資金貸付、債務保証、助成、顕彰等を行う事業
- (3) 公益の増進に資する不動産等の資源を活用する事業
- (4) 前2号に掲げる事業のほか、公益の増進に資する事業に対し、その経営に必要な資源を提供する事業
- (5) 公益の増進に資する事業に対するコンサルティング、並びに講座、セミナーの開催事業
- (6) 公益の増進に資する事業に係る調査研究、情報収集及び情報発信に関する事業
- (7) 公益の増進に資する事業に関係した普及・啓発物品、寄附金付物品及び出版物等の販売
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、社会を構成する多様な主体が公益活動を支え、担う仕組みの検討及び実施に係る事業
- (9) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(機関の設置)

第5条 この法人は、評議員、評議員会、理事、理事会、監事を置く。

### 第3章 財産及び会計

(財産の抛出)

第6条 設立者は、現金300万円を、この法人の設立に際して抛出する。

(基本財産)

第7条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、前条の規定により抛出した財産を、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経なければならない。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号及び第6号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 第1項の規定により報告又は承認された書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、個人の住所に関する記載を除き一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告

- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 3 定款については、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 4 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。  
(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

#### 第4章 評議員

(評議員)

第12条 この法人に、評議員5名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議によって行う。

2 評議員を選任する場合は、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及び配偶者又は3親等以内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。）又は業務を執行する社員である者
  - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
    - ① 国の機関
    - ② 地方公共団体
    - ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
    - ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
    - ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
    - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 1 項第 9 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員はこの法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（任期）

第 14 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 12 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第 15 条 評議員は無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、評議員には費用を弁償することができる。

## 第 5 章 評議員会

（構成）

第 16 条 評議員会はすべての評議員をもって構成する。

（権限）

第 17 条 評議員会は、次の事項に限り決議することができる。

（1）評議員、理事及び監事の選任及び解任

- (2) 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認
  - (3) 定款の変更
  - (4) 事業の全部又は一部の譲渡
  - (5) 残余財産の帰属先の決定
  - (6) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (7) 役員報酬等並びに費用に関する規程の制定、変更及び廃止に関する事項
  - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定めた事項
- (開催)

第18条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時評議員会は、必要があるときは、いつでも開催することができる。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第20条 理事長は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定めた事項

- 3 評議員、理事又は監事を選任する決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第12条及び第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛同を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第23条 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続を第19条第1項の理事会において定めるものとし、第21条及び前条の規定は適用しない。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及びその評議員会において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印又は電子署名する。ただし、評議員会の決議の省略があった場合及び評議員会への報告の省略があった場合はこの限りではなく、法令で定めるところによる。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

(評議員会規則)

第25条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

## 第6章 役員

(役員)

第26条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事5名以上15名以内
- (2) 監事4名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とし、1名を副理事長とするほか、1名以上を専務理事、1名以上を常務理事とすることができる。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長、専務理事及び常務理事をもって一般法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第27条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会において選定する。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にあるものの合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務権限）

第28条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けた時は、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故あるとき、又は欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、その職務を代行する。
- 6 理事長、副理事長、専務理事、常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事については、再任を妨げない。

5 理事又は監事は、第 26 条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、辞任又は任期満了により退任した後においても、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解任)

第 31 条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議に基づいて行われなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員 の 報酬等)

第 32 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会において定める総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。

(取引 の 制限)

第 33 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任 の 免除)

第 34 条 この法人は、役員の一一般法人法第 198 条において準用する同法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第 35 条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 顧問は、この法人への助言や協力を行い、理事長に対し、意見を述べることができる。

4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第36条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(5) 規則(第25条に規定する評議員会規則を除く。)の制定、変更及び廃止に関する事項

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制の整備

(6) 第34条の責任の免除

(開催)

第38条 通常理事会は、毎年定期に、年2回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき。

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第 39 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 2 項第 3 号により理事が招集する場合及び同項第 5 号により監事が招集する場合を除く。

2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会は各理事が招集する。

3 理事長は、前条第 2 項第 2 号又は第 4 号に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、請求の日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の 5 日前までに、通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意のあるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 40 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは出席した理事の中から議長を互選する。

(決議)

第 41 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 42 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

2 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日その他法務省令で定める事項を議事録に記載又は記録しなければならない。

(報告の省略)

第 43 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第 28 条第 6 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 44 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。また、理事会の決議の省略があった場合及び理事会への報告の省略があった場合はこの限りではなく、法令で定めるところによる。

- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。第42条第2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

(理事会運営規則)

第45条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第8章 委員会

(設置等)

第46条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、学識経験者等のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 事務局

(設置等)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所定の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第48条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 評議員、理事、監事の名簿

(3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類

(5) 財産目録

(6) 役員の報酬規程

(7) 事業計画書及び収支予算書

(8) 事業報告書及び計算書類等

(9) 監査報告書

(10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めるところによる。

## 第 10 章 賛助会員

(賛助会員)

第 49 条 この法人の目的及び事業に賛同し、積極的に経験、知識、技術等を活かして社会参加活動をしようとする個人又はこの法人の発展を助成しようとする法人、その他団体を賛助会員とする。

2 賛助会員に関して必要な事項は、理事会において別に定める賛助会員規程による。

## 第 11 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 50 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 51 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第 52 条 本定款に定めない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

## 第 12 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 53 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の決議によって変更することができる。

2 この法人の目的及び評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(合併等)

第 54 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 55 条 この法人は、基本財産の滅失その他の事由によるこの法人の目的である

事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第56条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分等)

第57条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

### 第13章 公告の方法

(公告)

第58条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

附 則

1 この法人の評議員は、次のとおりとする。

評議員	水本 正俊	三好 雅彦	吉江 宗雄
	山浦 悦子	北川 哲男	

2 この法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	高橋 潤	岡村 重信	根橋 美津人
	金枝 由香里	松岡 正幸	
設立時監事	村井 秀行		

3 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第9条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第8条の規定にかかわらず、設立の日から平成31年3月31日までとする。

5 設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所



設立者 高橋 潤